明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（二一）　二
○独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律の施行期日を定める政令（二二）　三
○独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（二三）　三
○薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四）　五
○薬事法施行令の一部を改正する政令（二五）　五

〔省　令〕

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令（**財務**五）　六
○独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令を廃止する省令（**同**六）　六

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**政治資金適正化委**八）　七
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**四七）　七
○独立行政法人日本万国博覧会記念機構が取得することのできる有価証券を指定する件等を廃止する件（**財務**二九）　七
○保安林の指定をする件（**農林水産**一六八、一六九）　八
○保安林の指定を解除する件（**同**一七〇）　八
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**八七～八九）　八
○軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査業務を開始する日についての届出があった件（**同**九〇、九一）　九
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**九二～九五）　九
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**九六）　九

〔国会事項〕

内閣　内閣府　外務省　農林水産省
最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項
防災基本計画の修正について（中央防災会議）　一〇

〔公　告〕

諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第二一号）（総務省）

1　条例で都道府県の議会の議員の選挙区を設定し、若しくは廃止し、又はその区域を変更するのは、一般選挙を行う場合に限るものとした。ただし、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ定める区域については、この限りではないものとした。（第三条関係）

㈠　新たに市町村の区域の設定があった場合　当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

㈡　新たに市町村の区域の廃止があった場合　当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

㈢　町村を市とし、又は市を町村とする処分があった場合　当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

㈣　一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号。以下「法」という。）第一五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき　当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

㈤　法第一五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていた区域がなくなった場合　当該区域が従前属していた選挙区の区域

㈥　他の都道府県の区域の全部を編入した場合　当該編入された区域

2　都道府県の議会の議員の選挙区の議員定数は、議員の任期中においても、1の㈠から㈥までに掲げる場合に限り、変更することができるものとした。ただし、1の㈠から㈤までに掲げる場合においては、これらに定める区域の全部又は一部が新たに属することとなった選挙区に限るものとした。（第四条関係）